

## 第26章 許可書等の再交付（危政令第8条第4項・市規則第4条）

### 第1 許可書の再交付

許可指令書の再交付は、市規則第4条による。

なお、手数料は徴収しないものとし、亡失、滅失、汚損又は破損した理由を明確にするよう指導する。◆

### 第2 完成検査済証の再交付

完成検査済証の再交付は、危政令第8条第4項による。

なお、手数料は徴収しないものとし、亡失、滅失、汚損又は破損した理由を明確にするよう指導する。◆